

# 三重県版バリアフリー観光推進事業 仕様書

## 1. 業務名

三重県版バリアフリー観光推進事業業務委託

## 2. 事業目的

本事業は、パーソナルバリアフリー基準（※1）による三重県版バリアフリー観光が県全体に浸透するよう、同基準による宿泊施設等の調査と結果に基づくアドバイスを行うとともに、観光関係者を対象としたバリアフリーに関する実践的な体験研修を実施し、地域全体において「バリアフリー」の意識を向上させ、地域が一体となって受け入れる気運を醸成し、障がい者や高齢者、外国人でも安心して訪問できるバリアフリーの観光地づくりを推進することを目的とする。

## 3. 履行期間

契約の日から令和3年3月25日（木）まで

## 4. 業務内容

### （1）訪日外国人向けバリアフリー観光調査&アドバイス（宿泊施設5施設以上を含む）

- ・宿泊施設（5施設以上）・観光施設・文化施設・体験施設等に対し、パーソナルバリアフリー基準による調査に加え、外国人向け受入環境の状況を調査するとともに、バリアフリー環境を更に整えていくうえでの改善点などを施設管理者にアドバイスすること。

（訪日外国人向け受入環境調査の内容）

外国語を話せるスタッフの有無、外国語ウェブサイトの有無と言語の種類、キャッシュレス対応の状況（対応の有無と種類）、外貨両替の可否、外国語での案内表示の有無と言語の種類、Wi-Fiの有無（有料・無料）、レストランでの写真表示、外国語のメニュー、ハラル対応、菜食主義者対応の有無等

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の有無についても調査内容に含むこと。
- ・上記調査およびアドバイスは地域の偏りがないよう、北勢、中勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州の各地域から1施設ずつ以上選定し実施すること。
- ・調査した施設の情報について、施設ごとに内容をまとめたものを日本語・英語でそれぞれ作成するとともに、三重県の観光情報やバリアフリー情報について訴求力のあるホームページ等において公表し、最新情報への更新を随時行うこと。また、三重県のHPにおいても上記情報を公表するため、日本語版・英語版をそれぞれPDFにして納品すること。
- ・調査した結果を施設にフィードバックするとともに、各施設に対し、調査したバリアフリー環境に関する情報を積極的に利用者に対し発信（自社のHPへの掲載や、各種検索サービス（Googleマイビジネス等）の利用）するようアドバイスを行うこと

### （2）バリアフリーの観光地づくり研修（2地域以上、のべ80名以上程度を想定）

- ・バリアフリー観光の受入態勢が不十分な地域（2地域以上）において、実践的な対応研修を各地域1回以上開催すること（参加者数のべ80名以上程度を想定）。

- ・研修会は、座学研修と実地研修をセットで実施すること。
- ・研修会は、地域内の観光関係者を広く対象とし、バリアフリー観光の受入知識やスキルを磨くとともに、「バリアフリー」の意識を向上させ、“地域が一体となって受け入れる”という気運を醸成する内容とすること。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、「バリアフリー観光」に関連して特に注意すべきポイントがある場合には、研修会の内容に含むこと。
- ・実地研修の開催場所については、事前に下見調査を行い、適切な場所を選定すること。
- ・研修会の開催に係る、講師手配、会場手配、研修内容、テキスト作成、受講者募集、受講者アンケートの実施等の一連の業務を実施すること。
- ・研修の実施後、速やかに研修結果の検討を行い、報告書をまとめること。報告書については、他地域の観光関係者へのバリアフリー観光の普及に寄与するような内容とすること。

(想定される対象機関例)

- \* 公的団体等（市町、地域DMO、観光協会、観光ボランティアガイド等）
- \* 民間企業（体験事業者、観光施設、宿泊施設、飲食店、交通事業者等）

## 5. 完了報告

業務完了後、遅延なく下記の書類を添えて完了報告を行い、検査を受けること。

- (1) 完了報告書 1部
- (2) 成果物又は状況写真 1式（実施状況など実績をまとめたもの）
- (3) その他必要と思われる資料 1式

## 6. その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県雇用経済部観光局観光政策課と協議しながら進めるものとする。
- (2) 委託期間内において、必要に応じて三重県雇用経済部観光局観光政策課との業務打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (3) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行こと。
- (4) 受託者が(3)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

---

※1 パーソナルバリアフリー基準

行けるところに行くのではなく、旅行者が行きたいところ、楽しみたいことを実現するために、旅行者一人ひとりの状況に合わせて情報提供や旅行アドバイスをを行う相談システム